

学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル



里庄町教育委員会

令和7年9月

目次

I	里庄町の学校給食における基本方針・・・・・・・・・・	1
II	実施基準・・・・・・・・・・	1～3
III	食物アレルギー対応委員会・・・・・・・・・・	4
IV	食物アレルギー対応の決定までの流れ・・・・・・・・	5～10
V	アレルギー対応表の作成から活用までの流れ・・・・・・・・	11～13
VI	緊急時の対応・・・・・・・・・・	14～15
VII	各種様式	
様式1	食物アレルギーに関する調査票	
様式1-A	食物アレルギーに関する調査票（様式1）について(保護者向け)	
様式1-B	食物アレルギーに関する調査票（様式1）につい(6年生保護者向け)	
様式1-①	食物アレルギーについての給食対応辞退届	
様式2	食物アレルギー対応の提出書類等について	
様式3	食物アレルギー対応（新規）依頼書	
様式4	食物アレルギー対応（継続・変更）依頼書	
様式5	食物アレルギー対応（停止）依頼書	
様式6	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	
様式7	食物アレルギー園児・児童・生徒調査票（保護者用）	
様式7-①	食物アレルギー園児・児童・生徒調査票記入について（依頼）	
様式8	食物アレルギー対応の個別面談について	
様式9	食物アレルギー面談票・兼取組プラン（教職員記入用）	
様式10	食物アレルギー対応決定通知（兼承諾）書	
様式11	エピペンを処方されている児童生徒について（報告）	
様式12	教職員による処方薬の使用等について（依頼）	

I 里庄町の学校給食における基本方針

- 1 関係者は、食物アレルギーのある園児・児童・生徒が楽しい給食の時間を送れるよう、できる範囲で学校給食において対応する。そのためにも、「安全性」を最優先とする。
- 2 関係者は、食物アレルギーのある園児・児童・生徒に対しての正確な情報の把握とその共有をし、協力が得られるよう共通理解と連携を図る。
- 3 食物アレルギーの対応は、医師の記入した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」 「食物アレルギー園児・児童・生徒調査票」(裏面)を基に安全確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする。除去対応が不可能な場合は、弁当持参による対応とする。
- 4 学校(園)長は、関係者と連携し、安全面に配慮し実施可能な条件を満たした対応方法を決定する。
- 5 このマニュアルは平成30年4月1日より実施するが、必要に応じ適宜見直すこととする。

II 実施基準

- 1 医師の診断によること。
 - (1) アレルゲンが特定できており食物アレルギーが明確であること。
 - (2) 「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、保護者から、医師の診断による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」 「食物アレルギー園児・児童・生徒調査票」(裏面)が提出されていること。

医師からの指示内容に変更が生じ、給食での対応を変える場合は、その都度、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」 「食物アレルギー園児・児童・生徒調査票」(裏面)の提出を必須とする。
- 2 医師の指示により、家庭でも原因食物の除去対応を行っていること。
- 3 学校給食における食物アレルギー対応は、大量調理や限られた施設環境を考慮し、「除去食対応」・「一部弁当対応」・「弁当対応」の方法により行う。具体的な調理については、学校(調理場)の実情を鑑み、実施可能な範囲で行う。

- 4 極微量で反応が誘発される可能性がある重篤なアレルギーにより学校給食で対応できない場合は、保護者の理解を得て、弁当対応とする。対応の決定にあたっては、主治医に次の除去対応が本当に必要であるか、改めて確認をとることが望まれる。

弁当対応の考慮対象

- a) 調味料・だし・添加物等（香辛料含む）の除去が必要（7（1）参照）
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）がある場合についても除去指示がある（7（2）参照）
- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 揚げ油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食での対応が困難と考えられる状況

- 5 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。つまり、原因食物を全て除去するか、他の園児・児童生徒と同じ給食を提供するかのどちらかで対応する。多段階対応はしない。

（従来の多段階対応の例）

- ・加熱した卵料理可、マヨネーズのみ停止

→原因食物が非加熱の鶏卵であっても、給食で配慮が必要な場合には鶏卵の完全除去対応とする。給食で配慮不要の場合は、他の園児・児童生徒と同じ給食を提供する。

- 6 安全性の確保を目的とした学校給食の提供の考え方

①そば・ピーナッツ（落花生）・カシューナッツ・ヘーゼルナッツ・くるみ・アーモンドは、里庄町の学校給食献立には使用しない。

②野菜の除去対応は、しない。

- 7 次の食品は、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくいものであるため、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はないとする。ただし、主治医により除去対応が必要であると判断した場合は、弁当対応とする。

(1)	原因食物	調味料・だし・添加物等の一例
	小 麦	しょうゆ・酢・みそ・中華だし・カレーパウダー
	果実類	エキス（お好みソース・ウスターソース）等
	鶏 卵	卵殻カルシウム
	牛 乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
	大 豆	大豆油・しょうゆ・みそ
	ゴ マ	ゴマ油
	肉 類	エキス
	魚 類	かつおだし・いりこだし・魚しょう

(2) 原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある加工食品

（注意喚起表示例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

(3) 揚げ油

別揚げは行わない。

揚げ油の共用でアレルゲンの混入による影響が心配される場合は、弁当対応とする。

※揚げ油を繰り返し再利用するので、前回までの給食にアレルゲン食品を含む揚げ物がある場合、その食品や成分が含まれていることがある。

8 返金について

牛乳のアレルギーに伴い飲用牛乳を停止する場合には、返金を行う。

主食など、その他については、返金をしない。

9 食物アレルギー給食の対応をしている園児・児童・生徒は、アレルギー症状の改善等が見込まれることもあるため、少なくとも年1回は、医療機関を受診して、医師の診断のもとに「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」「食物アレルギー園児・児童・生徒調査票」（裏面）を提出し、面談を受ける。ただし、大きな変更がなければ、面談を行わない場合がある。

Ⅲ 食物アレルギー対応委員会について

学校（園）長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。

対応委員会は、校（園）長、担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士、給食担当職員、調理員及び校（園）長が指定する教職員で構成する。幼稚園においては、養護教諭の代わりに、園長代理での構成とする。

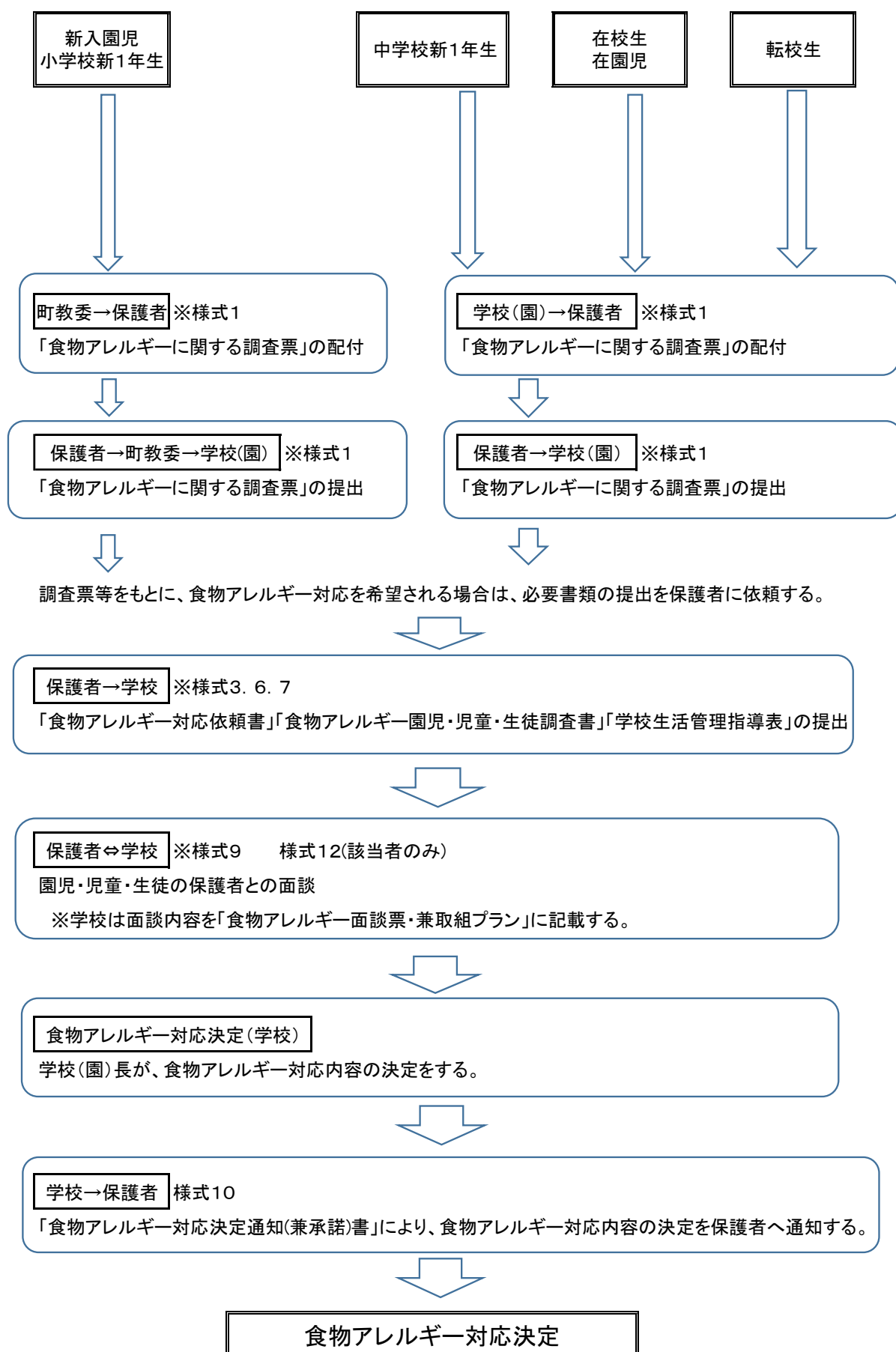
対応委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、医師等の有識者からその意見又は説明を聴取することができる。

また、対応委員会は、常に教育委員会と連携・調整を図るとともに、緊急時に備え、学校内での役割分担やシミュレーショントレーニングの実施等、対応委員会が中心となって取り組む。

【対応委員会の役割】

- 生活管理指導表（アレルギー疾患用）・面談票をもとに、アレルギー原因食物の除去の対応について、具体的に検討・決定する。
- 決定した対応内容について、「食物アレルギー面談票・兼取組プラン」及び「食物アレルギー対応決定通知(兼承諾)書」を作成し、保護者と印を取り交わす。
- 保護者が生活管理指導表等に記載された内容を教職員全体で共有することに同意している場合、対応委員会は、職員会議等を活用して、食物アレルギー対応の内容を教職員全員へ周知する。同意していない場合、園児・児童・生徒の疾患について知らない教職員は、適切な対応が行えないことを保護者に伝える。
- 対応委員会にて決定した園児・児童・生徒の食物アレルギーの対応内容については、少なくとも年に1回は内容の点検・見直しを行う。
- ヒヤリハット事例（事故につながったであろう事例）の検証を行う。

Ⅳ 食物アレルギー対応の決定までの流れ(フローチャート)



食物アレルギーのある園児・児童・生徒の調査

食物アレルギーのある園児・児童・生徒を把握するため、保護者に毎年「食物アレルギーに関する調査票」を配付し、提出を依頼する。

学校において食物アレルギー対応を実施する対象者は、医師が学校での特別な配慮・管理が必要であると診断しており、かつ家庭においても医師の指示に基づく食物アレルギー対応を行っている園児・児童・生徒であること。

(1) 小学校1年生の場合

就学時健康診断の案内時に、「食物アレルギーに関する調査票」を、新入学予定者の保護者へ配付し、全保護者へ回答・提出を依頼する。

その後、転入等あった場合は、学校から回答・提出を依頼する。

(2) 中学校新1年生の場合

学校における新1年生入学前説明会の時に、「食物アレルギーに関する調査票」を配付し、全保護者へ回答・提出を依頼する。

町内小学校からの新入学者は、町内小学校にて9月頃に在校生と同様に依頼する。

その後、転入等あった場合は、学校から回答・提出を依頼する。

(3) 幼稚園新入园児の場合

教育委員会から入园申込書の配布時に、「食物アレルギーに関する調査票」を配付し、全保護者へ回答・提出を依頼する。

(4) 転入生・転入园児の場合

学校・園での転入（園）手続きの際に、保護者に「食物アレルギーに関する調査票」を配付し、回答・提出を依頼する。

(5) 在校生・在園児の場合

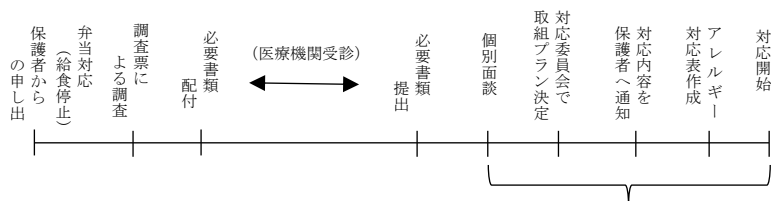
次年度に向け9月頃に、全生徒に「食物アレルギーに関する調査票」を配布し、回答・提出を依頼する。

食物アレルギー対応の決定までの流れについて

(1) 新規

- ・「食物アレルギーに関する調査票」により、該当の園児・児童・生徒の保護者に「食物アレルギー対応(新規)依頼書」「食物アレルギー園児・児童・生徒調査書(保護者用)」「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を配付し、園・学校へ提出してもらい、保護者との個別面談を行う。食物アレルギー対応委員会を開催して個別の取組プランを検討・決定し、全教職員に周知徹底すると共に、保護者へ対応内容を通知し、食物アレルギー対応を開始する。転入生や、在校生・在園児の場合は、申し出のあった日から食物アレルギー対応を開始するまで「弁当対応」にする。

(在校生・在園児の新規希望者
対応までの流れ)



(2) 継続

- ・変更がない場合も、確認・見直しのため、毎年進級に際し、「食物アレルギー対応(継続・変更)依頼書」「食物アレルギー園児・児童・生徒調査書(保護者用)」「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出を必須とし、保護者との個別面談を行う。
(学校(園)長が、面談の必要がないと判断した対象者については、面談は行わなくてもよい。)アレルギー疾患等に関する調査票の提出は不要。食物アレルギー対応委員会を開催して個別の取組プランを検討・決定し、全教職員に周知徹底すると共に、保護者へ対応内容を通知し、新年度からの食物アレルギー対応を行う。

(3) 変更

- ・保護者からの申し出があった場合は、申し出があった日から「弁当対応」に切り替え、「食物アレルギーに関する調査票」により調査を行い、「食物アレルギー対応(継続・変更)依頼書」「食物アレルギー園児・児童・生徒調査書(保護者用)」「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出してもらい、学校(園)長の判断で必要に応じて保護者との個別面談を行う。食物アレルギー対応委員会を開催して個別の取組プランを検討・決定し、全教職員に周知徹底すると共に、保護者へ対応内容を通知し、食物アレルギー対応を変更する。

(4) 停止

- ・保護者からの申し出があった場合は、「食物アレルギーに関する調査票」により調査を行い、「食物アレルギー対応(停止)依頼書」「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出してもらう。面談は不要。食物アレルギー対応委員会を開催して個別の取組プランを検討・決定し、全教職員に周知徹底すると共に、保護者へ対応内容を通知し、食物アレルギー対応を停止する。

食物アレルギー対応の決定までの具体的流れ（学校種別）

○幼稚園

時期	新入園児	在園児（４歳児）	使用する様式
９月中旬		・幼稚園から食物アレルギーに関する調査票を配布、回収→栄養士に提出(下旬)	1
11月初旬		・幼稚園から食物アレルギー対応希望者に必要書類配付	2～7、7-①
11月	・町教委が入園申込書と同時に食物アレルギーに関する調査票を配付、回収→幼稚園経由で栄養士へ提出。		1
保護者説明会案内発送 12月末頃	・幼稚園からアレルギー対応希望者へ、必要書類を配付		2 3 6 7 7-①
1月下旬	・保護者は、必要書類を幼稚園に提出 ・幼稚園と栄養士は内容を確認、個別面談案内発送		8
2月	・保護者説明会時に個別面談	・変更及び希望等あれば個別面談	9 12 (該当者のみ) アレルギー対応表
3月	・保護者へ4月分アレルギー対応表を渡し、記入してもらう ・校内食物アレルギー対応委員会開催 ・保護者への対応内容を決定・通知 ・保護者へ4月分アレルギー対応表を返却		9 10 11 アレルギー対応表
4月～給食開始前	・前担任・担当 ⇒ 新担任・担当への引き継ぎ		9
給食開始日	・給食開始		

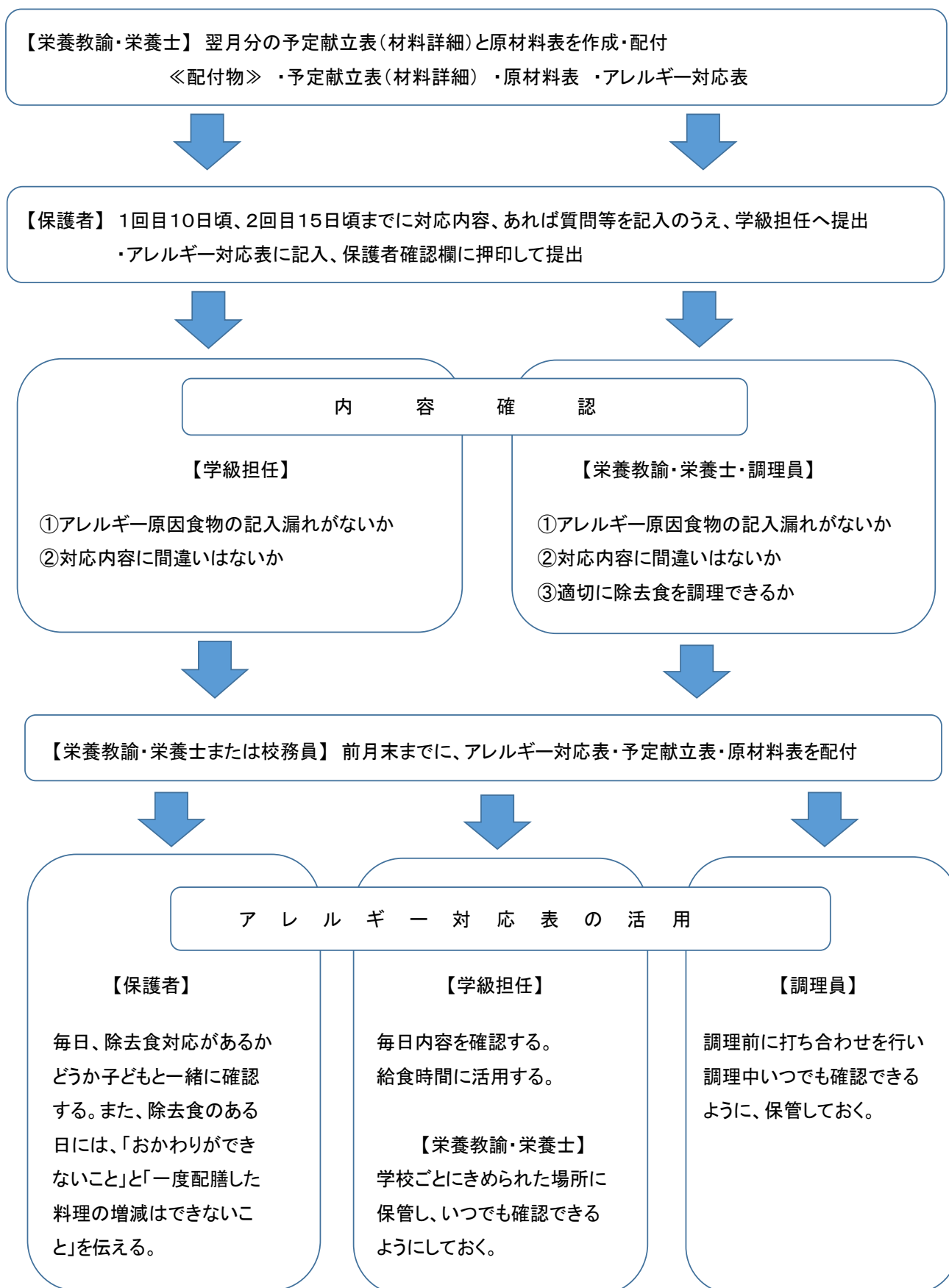
○小学校

時期	新入生	在校生	使用する様式
9月中旬	・町教委から、入学予定者へ食物アレルギーに関する調査票を配布（就学時健診案内同封）	・全児童へ食物アレルギーに関する調査票を配布、回収（下旬）	1
就学時健康診断実施日 10月	・調査票回収		
11月初旬	・小学校から食物アレルギー対応希望者に、必要書類配付		2～7、 7－①
1月下旬	・保護者は、必要書類を小学校に提出 ・小学校は内容を確認、個別面談案内発送		8
2月	・入学説明会時に個別面談	・変更及び希望等あれば個別面談	9 12（該当者のみ） アレルギー対応表
3月	・保護者へ4月分アレルギー対応表を渡し、記入してもらう ・校内食物アレルギー対応委員会開催 ・保護者へ対応内容の決定・通知 ・保護者へ4月分アレルギー対応表を返却		9 10 11 アレルギー対応表
4月～給食開始前	・前担任・前担当等 ⇒ 新担任・新担当等への引き継ぎ		9
給食開始日	・給食開始		

○中学校

時期	新入生	在校生（１・２年）	使用する様式
９月中旬	・小学校から６年生へ、食物アレルギーに関する調査票を配付、小学校経由で回収（下旬）	・１～２年生全員に、食物アレルギーに関する調査票を配布、回収（下旬）	１
１１月初旬	・中学校から新入生の食物アレルギー対応希望者に、必要書類配付（小学校経由）	・中学校から、１～２年生の食物アレルギー対応希望者に、必要書類を配付	２～７、 ７－①
１月	・町外からの新入生は、入学説明会にてアレルギーに関する調査票を配付する ・保護者は、必要書類を小学校へ提出→小学校から中学校へ ・中学校は内容を確認、個別面談案内発送	・保護者は、必要書類を中学校へ提出 ・中学校は内容を確認、個別面談案内発送	１ ８
３月	・保護者へ４月分アレルギー対応表を渡し、記入してもらう		アレルギー対応表
４月～給食開始前	・個別面談（在校生は変更・希望者のみ） ・校内食物アレルギー対応委員会開催 ・保護者へ対応内容の決定・通知 ・保護者へ４月分アレルギー対応表を返却		９ １２（談当者のみ） １０ １１ アレルギー対応表
給食開始前	・前担任・前担当等 ⇒ 新担任・新担当等への引き継ぎ		９
給食開始日	・給食開始		

V アレルギー対応表の作成から活用までの流れ(フローチャート)



【「アレルギー対応表」の作成から活用までの流れ】

- 1 栄養教諭・栄養士は翌月分の予定献立表（材料詳細）、原材料表、「アレルギー対応表」を保護者に配付する。
- 2 保護者は、「アレルギー対応表」を記入し、保護者確認欄に押印の上、1回目は10日頃、2回目は15日頃までに、学級担任へ提出する。学級担任は保護者からの提出後、押印し、速やかに栄養教諭・栄養士または校務員に渡す。

【確認のポイント】

- (1) 保護者
献立表・原材料表より、アレルギー原因食物を確認し、「アレルギー対応表」に記入・押印し、質問等がある場合は、「アレルギー対応表」に直接書き込むなどして、栄養教諭・栄養士に伝える。
 - (2) 学級担任等
アレルギー原因食物の記入漏れがないか、対応内容に間違いはないか確認する。
確認したら、学級担任欄に押印する。
 - (3) 栄養教諭・栄養士・調理員
アレルギー原因食物の記入漏れがないか、対応内容に間違いはないか、適切に除去食を調理できるか確認する。
内容を確認し、実施可能と判断した場合は、各欄に押印する。
- 3 栄養教諭・栄養士または校務員は、保護者から提出された「アレルギー対応表」が最終決定されたら、確認年月日を記入し、前月末までに原本を保護者へ、写しを学級担任・調理員等へ配付する。
- 4 「アレルギー対応表」は各々で保管し、毎日、活用する。
- (1) 保護者
毎日、今日は除去食がある日かどうか、対応内容はどうなっているかを子どもと一緒に確認し、除去食対応のある日には、「おかわりができないこと」「一度配膳した料理の増減ができないこと」など、保護者から子どもに説明する。
 - (2) 学級担任
毎日、誰にどのような対応があるかを確認し、給食の時間には手元に置き、「除去食等の確認」、「いただきますの前」、「おかわり」のそれぞれの時点で活用する。
 - (3) 栄養教諭・栄養士
学校の決められた場所に保管し、いつでも確認できるようにする。
 - (4) 調理員
「アレルギー対応表」を使って調理前に打ち合わせを行い、調理場内にも一部保管し、いつでも確認できるようにする。

A. アレルギー対応表（8・9月）

【記入例】 ※この用紙のみ、毎回提出をお願いします。

（ 里庄中 ） （ 3年 ） （ A組 ） （ 氏名 ●● ●● ）

■アレルギー原因食品

記入例

食品名をご記入ください。

卵

日付	献立	※いずれかに○をしてください。				家庭・調理室 質問・連絡	中止校
		食べられる	除去食を 食べる	家から 持参する	食べない		
10 (木)	ラーメン（中華めん）						里庄中学校 3年 ↑給食がない日は、記入の必要はありません。確認してください。
	ラーメン（汁）						
	ぎょうざ						
	れんこんサラダ						
	ぶどうゼリー						
11 (金)	わかめごはん	○					
	野菜炒め	○					
	かきたま汁		（卵除去食）			←除去食を食べる場合は、○で囲んでください。	
14 (月)	牛丼（ごはん）	○					
	牛丼（具）	○					
	ちくさあえ	○					
	小魚	○					
15 (火)	米粉パン	○					
	ハンバーグ	○					
	サラダ	○					
	野菜スープ	○					
16 (水)	ごはん	○					
	豚肉のみそ煮	○					
	甘酢あえ	○					
	手作りひじきふりかけ	○					
17 (木)	ごはん	○					
	チンジャオロースー	○					
	ワンタンスープ	○					
	フルーツ杏仁	○					
18 (金)	ごはん	○					
	さんまのかば焼き	○					
	はりはり漬け	○					
	さつまいものみそ汁	○					
23 (水)	ごはん	○					
	鮭の塩焼き	○					
	ごまあえ	○					
	ゆばのすまし汁	○					
24 (木)	五目うどん（うどん）	○					
	五目うどん（汁）	○					
	かきあげ	○					
	梅肉あえ	○					
25 (金)	ごはん	○					
	煮しめ	○					
	酢の物	○					
	ふりかけ	○					
	おはぎ	○					
28 (月)	肉みそ丼（ごはん）	○					
	肉みそ丼（具）	○					
	ひじきのあえ物	○					
	むらさきいもチップス	○					
29 (火)	レーズンパン	○					
	鶏肉のマーマレード焼き	○					
	野菜ソテー	○					
	コンソメスープ	○					
30 (水)	カレーライス（ごはん）	○					
	カレーライス（ルウ）	○					
	海藻サラダ	○					
	プリン			○		プリンに卵が入っているので、かわりのデザートを持参します。	

*牛乳アレルギーの対象者は、あらかじめ飲用牛乳を停止しています。

※ 締切を厳守してください。

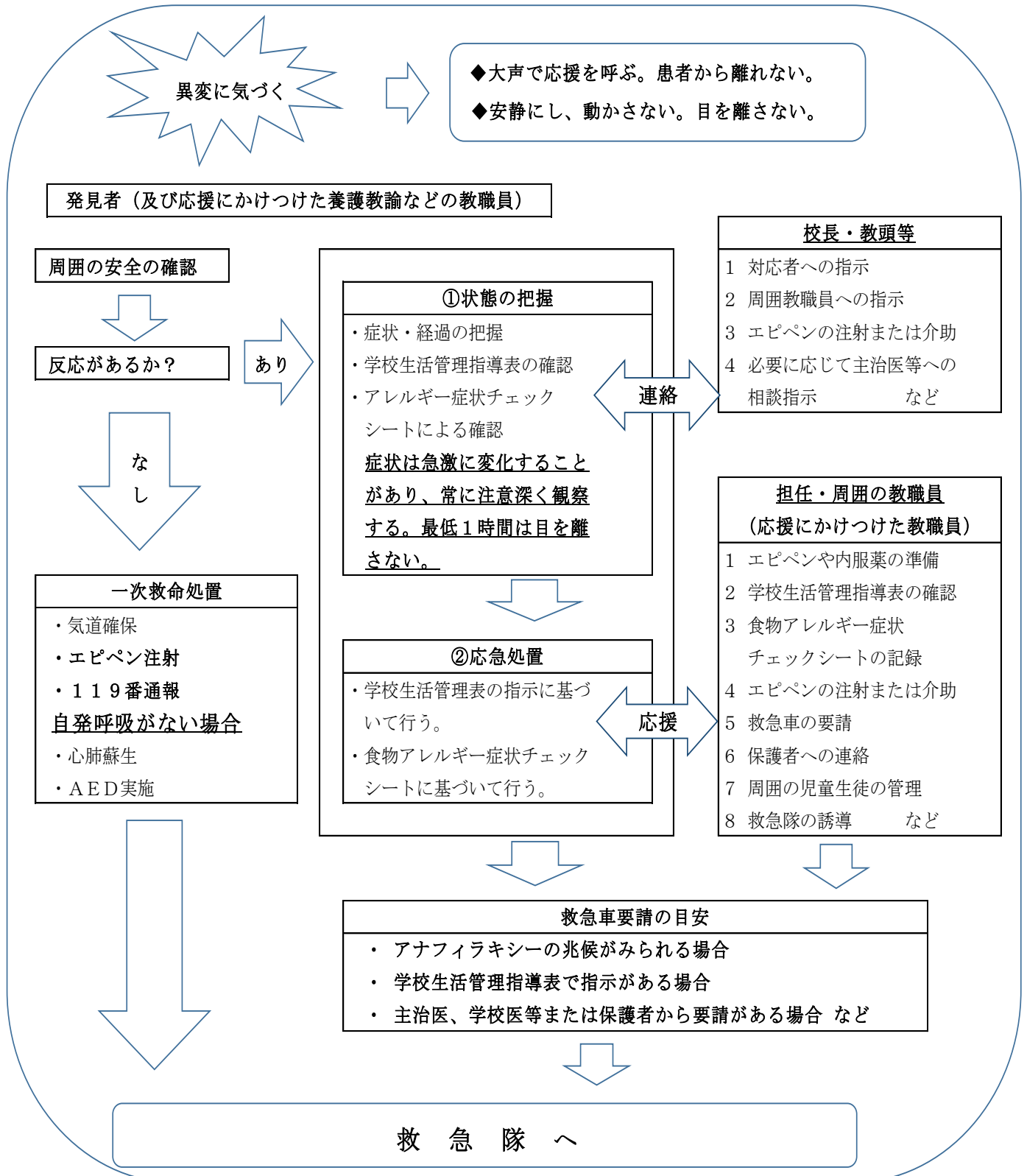
※ 確認後、右の確認欄に
押印してください。

保護者 確認欄	1 期目 締切10日	2 期目 締切15日	栄養相談・栄養士 担 任
	月 日	月 日	

VI 緊急時の対応

アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。



緊急時食物アレルギー症状チェックシート

発症年月日 年 月 日 (時 分)

誤食時間 (時 分)

年 組 氏名

□観察開始(時 分) □薬の服用(時 分) □エピペンの注射(時 分)

原因			
初期対応	☐ 食物が皮膚に触れて症状がある ⇒ 触れた皮膚を流水で洗い流す ☐ 目症状がある ⇒ 目を流水で洗う ☐ 食物が口の中にある ⇒ 食べ物を吐き出させて、十分にすすぐ		
	グレード1	グレード2	グレード3
症状	☐ 口や喉のかゆみ・違和感 (時 分) ☐ 部分的なじんましん・赤み (時 分) ☐ 唇やまぶたの軽度の腫れ (時 分) ☐ 軽い腹痛・単発の嘔吐 (時 分) ☐ 単発の咳・鼻汁・鼻開 (時 分)	☐ 咳の増加、ごく軽度の喘鳴 (時 分) ☐ 広範囲のじんましん・赤み (時 分) ☐ 明らかな唇・眼瞼・顔の腫れ (時 分) ☐ 明らかな腹痛・複数回数嘔吐 (時 分)	☐ 息苦しさ・呼吸困難・声がれ (時 分) ☐ 咳き込み・喘鳴(ゼーゼー・ヒュー) (時 分) ☐ 強い腹痛・嘔吐・下痢反復 (時 分) ☐ ぐったり、立ち上がれない (時 分) ☐ 蒼白・意識レベルの低下 (時 分)

上の症状が1つでもあれば
以下の対応を行う。

上の症状が1つでもあれば
以下の対応を行う。

上の症状が1つでもあれば
以下の対応を行う。

対処	走らせない！ ☐ 重症化に備え、症状を観察・記録 (時 分) ☐ かゆみ・じんましん・赤みを冷やす ☐ 塗り薬使用【 】 (時 分) ☐ 内服薬使用【 】 (時 分) 保管場所() ☐ 医療機関に相談 (時 分) ☐ 医療機関受診決定 (時 分) ☐ 症状改善後も運動をしない	安静！ ☐ すぐに医療機関受診 (時 分) (迷ったら救急車を呼ぶ) ☐ 薬を使用【 】 (時 分) ☐ 内服薬使用【 】 (時 分) 保管場所() ※ 症状の進行が早い時 ☐ エピペンを大腿部に注射 (時 分)	寝かせる！ ☐ 早急に救急車を呼ぶ (時 分) ☐ エピペンを大腿部に注射 (時 分) ※ 反応がなく呼吸がなければ ☐ 心肺蘇生 (時 分) ☐ AED実施 (時 分) ※ぐったりしていたら寝かせ足をあげる。 呼吸困難があれば座位も可 ※身体の保温につとめる。
----	---	---	--

重度(グレード2)に1つでもあてはまる場合は、直ちにエピペンを使用する。
救急車を要請する。 5分以内に判断する。

使用したエピペンは、容器に入れ、救急隊員に渡す。

平成30年4月1日施行

平成30年9月1日改定（完全除去頁の修正等）

令和3年4月1日改定（実施基準6追加、様式7変更、様式9及び取組プラン一体化、返金項目の変更、完全除去についての頁の削除、除去食対応表の改定）

令和3年10月25日改定（様式9変更）

令和7年9月1日改定（様式1変更）